

人権施策基本方針等関連施策関係資料（暫定版）に係る事前質問等について

【資料1（R4年度関連施策実施状況（概要版））、資料2（R4年度関連施策実施状況（事業一覧））、資料3（R5年度関連施策（事業一覧））】

参考1

番号	資料名	質問対象箇所	事業所管課・関係課等	質問等の内容（要約）	回答
1	資料1	人権侵害に対する救済・相談・支援体制の充実 【資料1 P6～9】	人権施策推進課	<p>県の施設や各種相談窓口での相談件数は把握されているが、各市町にも相談件数を照会した場合、悩みを抱えていたり、生活に支障や問題が生じている県民の数は、今の数字には止まらないと考えられる。</p> <p>大変な作業になると思うが、各市町の相談件数も照会し、県全体の人権問題の相談件数を把握することも、県民の状況を知るうえで大切ではないか。</p>	<p>県全体の人権相談の件数等を把握することの重要性は県としても認識しているところですが、各市町の人権に関する相談窓口につきましては、一部の市では専用の相談窓口（人権センター）が設けられている一方、特設の相談窓口を設けていない市町も多く、仮に一斉照会を行ったとしても、市町行政窓口における人権相談の受付状況を統一的に把握することは困難であると考えております。</p> <p>また、女性・子ども・外国人等、各分野における相談につきましては、市町だけでなく様々な民間団体等の相談窓口でも対応がされており、これらの相談状況を統一的かつ全数的に把握しようとすることは、現実的に困難であると考えております。</p> <p>一方、県内全体の人権相談の件数については、大津地方法務局が毎年、法務省の「人権侵犯事件調査処理規程」に基づく県内の人権侵犯事件の取組状況を公表しており、当該公表資料によって各年の状況を比較することが可能であるほか、（公財）滋賀県人権センターの人権相談室における相談対応実績でも一定の傾向を把握することが可能であると考えております。</p> <p>さらに、各相談窓口における具体的な相談対応の状況につきましては、当課および国・県・市町等の52の関係機関で構成する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」での意見交換等の取組を通じて把握することにより、県内の相談・支援体制のさらなる充実に努めてまいります。</p>
2	資料1 資料2	（公財）滋賀県人権センター 人権相談室の運営 【資料1 P7、資料2 P15 No.1】	人権施策推進課	<p>人権センターでの「新規相談件数」と対応延べ件数が大きく異なるのは、2022年度以前からの相談者や同じ人が何度も相談され、対応しているという件数が入っているからなのか。</p>	<p>人権センターの「人権相談室」の相談件数の「対応延べ件数」については、ご指摘のとおり同一の相談者による複数回の相談件数が多数含まれていることから、新規相談件数との差異が生じているものです。</p>

番号	資料名	質問対象箇所	事業所管課・関係課等	質問等の内容（要約）	回答
3	資料1 資料2	医療的ケア児（者）への対応について （「防災と保健・福祉の連携促進モデル展開事業」 【資料1 P17、資料2 P55 表Ⅲ-4 No.7】）	特別支援教育課 障害福祉課	医療的ケア児（者）の方への対応について、県で何か対応されていることはあるか。 資料1の17ページに医療的ケア児（者）の方についての個別避難計画策定支援の取り組みが紹介されているが、例えば通学への支援など、医療的ケア児（者）への対応として他に実施していることがあれば、教えていただきたい。	【特別支援教育課】 医療的ケア児（者）への対応に関しましては、令和4年度は次の事業を実施しております。 ・市町立小中学校において障害のある児童生徒への医療的ケアを行う看護師の配置支援（12市町、計42名） ・県立特別支援学校において修学旅行・校外学習（宿泊行事含む）での医療的ケアを行う看護師の派遣 ・医療的ケアを必要とする児童生徒の看護師同乗車両による通学時の送迎（保護者支援事業として16市町に委託、計47名・延べ330回利用） 【障害福祉課】 県では医療的ケア児等支援法にもとづき、令和5年4月に滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターを設置し運営を開始したところですが、重症心身障害児者や医療的ケア児等とその家族のワンストップ相談や、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、喀痰吸引研修といった支援人材の育成、地域のネットワークづくりを行っております。 また、令和4年からは「医療的ケア児者対応事業所開設促進事業」を実施し、医療的ケア児者を在宅でケアする家族のレスパイト機能を担う医療型短期入所を中心に、医療的ケア児者に対応できる障害福祉サービス事業所の増設を目的とし、新規法人に対する事業提案から医療的ケアの講習会などを実施し、開設までのアフターフォローを行っているところです。
4	資料1 資料2	災害発生時の人権課題 【資料1 P31、資料2 P86 表Ⅲ-10 No.6「災害時要配慮者支援体制整備事業」】	人権施策推進課	日本語を母語としない外国人や災害に関する知識があまりない外国人が情報の面での「要配慮者」となることから、滋賀県と滋賀県国際協会が災害時の外国人支援について協定を締結されているが、そのことについての記載はなくてもよいのか。 （締結年度が2022年度ではないため、記載がないのか。）	（公財）滋賀県国際協会と県との支援協定の締結につきましては、令和4年度（2022年度）ではなく令和2年度（2020年度）であることから、資料2の「災害時要配慮者支援体制整備事業」の令和4年度実績・成果には記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、資料1のP31「2 ささまざまな人権課題」の「現状と課題」に以下のとおり関連する内容を追記しました。 【資料1 P31「現状と課題」追記内容】 災害発生時の人権問題に関しては、高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者、外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者への対応が特に課題であり、そうした人々には情報伝達、介護支援等の細やかな配慮が必要です。このため、市町と連携し、避難行動支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、福祉避難所の指定等の取組を進めるとともに、社会福祉法人や外国人住民支援団体等、日頃から要配慮者の支援に関わる事業者や団体と災害時応援協定を締結し、支援体制の構築を図っています。
5	資料1～ 3	各資料の対象者別の「犯罪被害者等」、「女性」、「子ども」の箇所	人権施策推進課	資料1～3に共通する内容であるが、「犯罪被害者等」というカテゴリーがあるのに、「女性」の中にも犯罪被害者支援の項目を設けているのはなぜか。 子どもが犯罪被害者になるケースも多い（暴力や性被害にあった子どもなど）と思われるが、「子ども」には「女性」と比べて、犯罪被害者支援に関する記載が少ないように思われるので、その違いの理由も教えてください。	「女性」につきましては、「人権施策推進計画の具体的施策」の「3. 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり」において、DV等の男女間の暴力の防止や被害者の相談支援等に関する施策を進める旨の記載があることから、これらに関連する事業として、資料2に「再掲」として、犯罪被害者等の支援に関する事業を記載しているものです。 なお、資料2のP32「女性等を犯罪等から守るネットワーク事業」や「犯罪被害者等支援事業」等の「女性」の分野に記載されている犯罪被害者等支援に関する事業につきましては、実際には子どもを含む様々な被害者等を支援対象として実施されているものであることから、次年度の実施状況一覧資料の作成にあたりましては、こうした複数の分野にわたる事業の記載方法について改めて検討いたします。

番号	資料名	質問対象箇所	事業所管課・関係課等	質問等の内容（要約）	回答
6	資料2	「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」および「外国人児童生徒に関する指導指針」の趣旨内容の徹底【資料2 P3 表Ⅱ-1-2(2) No.2】	幼小中教育課 高校教育課	「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」の児童生徒への指導の達成度（実施割合）約30%であるのに対し、「外国人児童生徒に関する指導指針」の達成度は約50%となっているが、この約50%には「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」の達成度の約30%が含まれていると解釈してよいのか。	「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」と「外国人児童生徒に関する指導指針」は別のものであり、それぞれについての指導状況を調査しているものです。
7	資料2	子どもの笑顔はぐくみプロジェクト【資料2 P40 表Ⅲ-2 No.18】	子ども・青少年局	「施策（事業）の達成度」が「C」となっているが、子ども食堂等の開設数が計画よりも増えている等、何か事業が達成できなかったと判断する特定の理由があるのか。	「施策（事業）の達成度」の記載誤りであったため、評価を以下のとおり訂正いたします。 正：A 誤：C なお、子ども食堂の開設数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰等の影響がありながらも、175箇所まで伸ばすことができております。
8	資料2	障害者造形活動推進事業【資料2 P69 表Ⅲ-4 No.51】	障害福祉課	ボーダレスアートに関する支援について、近江八幡市の「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」があげられているが、県内の他の障害者福祉施設で行われている障害者造形活動は支援の対象とはならないのか。また、対象とならない場合は、その理由を伺いたい。	「ボーダレスアート」は、障害のある人たちによる造形表現（アールブリュット等）や現代アートなど、様々な表現を分け隔てなく紹介していることとするコンセプトのことであり、そのコンセプトに基づき展示しているのが社会福祉法人グローが運営している「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」です。 本事業では、障害者の造形活動推進のため「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」における展示を中心とした事業（県内外のアールブリュット作品の調査・収集やアールブリュットに関する情報発信等）に補助を行っているものであり、障害の有無や県内外などを問わず様々な作品を展示しております。県内の他の障害者福祉施設利用者の作品についても展示の対象となっており、過去の企画展等で展示しております。
9	資料2	地域の女性団体への支援について（「県地域女性団体連合会事業費補助金」【資料2 P26 表Ⅲ-1 No.9】）	生涯学習課 女性活躍推進課	県内では、いわゆる「女性会」といわれる地域女性団体が減少もしくは消滅している現状がある。 こうした状況の中、地域女性団体連合会に加盟する女性会だけでなく、自治会単位の地域や字単位で活動する小さな女性グループの活動に対する助成金制度を設けるなど、小さなグループを何らかの形で把握し、支援する取組を行うことはできないか。 また、私は数十年の歴史がある地区の女性会の会長をしているが、会員数はわずか十数名であり、公民館行事や他の団体と連携することにより、何とか活動を継続している状況である。 こうした現状を踏まえ、県全体で地域の女性団体の活動を応援する仕組みなどができないものかを伺いたい。	【生涯学習課】 滋賀県地域女性団体連合会が実施する女性の地位向上、豊かな地域づくりの推進を図る事業に補助を行っております。一般財団法人滋賀県婦人会館を拠点として女性の生涯学習を総合的に推進する事業に対しても補助を行っております。 また、環境問題、青少年・高齢者への対応、女性の地位向上のために、県地域女性団体連合会が実施する諸事業、およびまちづくりの核となる地域女性団体の資質の向上や組織の活性化を図るための事業に要する経費の一部について補助することにより、豊かな地域づくりの一層の推進を図っているところとあります。そのような中、若い世代を中心にNPO等の様々な女性団体やグループができていますので、それらの団体との連携を促すなど、今後の方向性も探っていきたいと考えております。 【女性活躍推進課】 男女共同参画センターにおいて「しがW0・MANネット団体」に登録いただいた地域における男女共同参画推進に向けて活動するグループに対し、研修等事業の広報協力や施設利用料の減免、無料託児の提供等により、学習機会を提供する取組を行っております。また、年に1回G-NETしがフェスタを開催し、各グループの活動発表や活動状況について相互に交流できる場の提供を行うなどの支援を行っております。

番号	資料名	質問対象箇所	事業所管課・関係課等	質問等の内容（要約）	回答
10	資料2	難病対策推進事業 【資料2 P78 表Ⅲ-7 No.5】	健康寿命推進課	難病相談支援センターの相談件数について、令和4年度の相談件数が令和3年度の約1.5倍に増加しているが、どのような理由があると考えられるのか。	相談件数には、難病相談支援センターが開催している医療講演会や交流会時の相談会における相談が含まれるとともに、医療講演会や交流会がきっかけで相談を受けることもあります。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で医療講演会や交流会が開催されませんでした。令和4年度は開催されたため、相談件数が増加したものと考えられます。
11	資料2	ひとり親家庭総合サポート事業 【資料2 P45 表Ⅲ-2 No.34】 ひとり親家庭等日常生活支援事業 【資料2 P45 表Ⅲ-2 No.35】	子ども・青少年局	ひとり親家庭の支援について、訪問支援を行っている支援員の方が高齢となり、支援を続けることが難しくなってきたという話を聞いたことがある。 こうした支援員の高齢化の問題について、何か対応策などはあるのか。	「ひとり親家庭福祉推進員」につきましては、ひとり親家庭等の相談にあたるとともに各種事業の情報提供を行っております。現在、県内各地に207名の推進員を配置し、毎年2回研修会を実施しており、その平均年齢は、67.1歳で、高齢化や担い手不足の課題があります。 また、推進員とひとり親家庭の父母との年齢差がひろがっていることから、資格基準の引下げを行ったが、世代交代が十分に進んでいない状況です。 推進員は地域の一番身近な相談相手として、ひとり親家庭の悩みや困りごと等に寄り添った対応をしていただいておりますが、昨今のインターネット等の普及により、情報発信や支援のニーズも変化していることから、ひとり親家庭への効果的な支援方法を検討しているところでです。
12	資料3	「犯罪被害者に対する支援」 【資料3 P19 表Ⅲ-1 NO.29】	警察県民センター (警察本部警務課)	特記事項欄に「新規」の記載があるが、これは令和5年度から「被害者等負担費用返還費」が新たに開始されたことが理由か。そうであれば、「被害者等負担費用返還費」とはどのような内容の費用なのかを教えてください。 また、新規事業があるにもかかわらず、予算額が減少しているのはなぜか。	特記事項に「新規」と記載されているのは、お見込みのとおり「被害者等負担費用返還費」が新たに公費負担の対象となったことが理由です。 (なお、「被害者等負担費用返還費」とは、被害者が病院を受診した場合の診断書料等の公費負担について、従来は病院側からの請求があった場合のみが負担の対象となっていたものを、被害者等が先に病院に費用を支払っていた場合でも負担（被害者等への費用の返還）ができるよう、制度を見直したものです。) また、予算額の減少につきましては、当該事業の過去3年間の平均実績に基づき予算要求を行っているためであり、「新規」の対象となる費用以外の公費負担の実績に基づいて積算した結果、予算額が減少したものです。
13	資料3	スクールソーシャルワーカー活用事業 【資料3 P26 表Ⅲ-2 No.32】 スクールカウンセラー等活用事業 【資料3 P27 表Ⅲ-2 No.34】	幼小中教育課	両事業とも予算が拡充されているが、南部地域には大型マンションの建設や大型住宅地の増設が行われており、その影響であるかは不明であるが、不登校児童等が増えている現状がある。 こうした状況の中、これらの事業が拡充されるのはよいことであると思うが、今後も継続して拡充していく方針等はあるのか。	今後も、子どもたちがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる時間を拡充できるよう努めてまいります。